

袋井市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、本市で開催され、市民が参加する各種行事等において、参加者が心肺停止状態に陥ったときの救急救命に備えるため、当該行事等の主催者に対して自動体外除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第2条 AEDの貸出しの対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（1）市が後援する行事

（2）市内で開催され、市民が主な対象となる行事

2 前項の行事等は、営利を目的としないものとする。

（貸出要件）

第3条 AEDの貸出しを受ける場合においては、医師、看護師、保健師、救急救命士又は普通救命講習若しくはこれに準ずる講習を修了した者をその会場等に常時配置することを要件とする。

（貸出期間）

第4条 AEDの貸出期間は、7日以内とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（貸出台数）

第5条 AEDの貸出台数は、原則として1台とする。

（貸出申請）

第6条 AEDの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出を受けようとする日の属する月の前1月から使用する5日前までに、自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（様式第1号）に、本人であることを確認できる書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（貸出決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、条件を付して自動体外式除細動器（AED）貸出決定通知書（

様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(貸出決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定により貸出決定を受けた者(以下「使用者」という。)が次のいずれかに該当すると認められる場合、自動体外式除細動器(AED)貸出決定取消通知書(様式第3号)により、AEDの貸出決定を取り消すものとする。

(1) この告示の規定に違反した場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長がAEDの貸出しを不相当と認める場合

(申請内容等の変更)

第9条 使用者は、申請内容に変更が生じたとき、又は貸出決定を受けた内容について変更しようとするときは、速やかに自動体外式除細動器(AED)貸出内容変更承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、自動体外式除細動器(AED)貸出決定変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第10条 AEDの貸出しは、無料とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬及び管理等に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(貸出方法)

第11条 AEDの貸出しは、市の指定する場所で使用者に直接引き渡すものとする。

(返却)

第12条 使用者は、AEDの貸出期間が満了したとき、AEDの貸出しが不要となったとき、又は貸出しが取消しとなったときは、貸出しを受けたAEDを速やかに市の指定する場所に返却し、かつ自動体外式除細動器(AED)使用実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第13条 使用者は、貸出しを受けたAEDの使用にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) AEDの盗難の防止に努め適正に使用又は管理すること。

(2) AEDを処分し、又は目的以外に使用しないこと。

(3) A E Dを転貸又はA E Dの使用に関する権利を譲渡したりしないこと。

(4) A E Dに、使用に支障を来す大きな異常又は故障を発見したときは、直ちに使用を中止し、市に報告すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(損害賠償等)

第14条 使用者は、A E Dを紛失し、又は破損したときはその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 使用者の責めに帰すべき理由により、事故が発生し、又は第三者に損害が生じたときは、使用者の責任においてこれを処理するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。